

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 1 月 5 日
【会社名】	中部電力株式会社
【英訳名】	Chubu Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 林 欣 吾
【本店の所在の場所】	名古屋市東区東新町 1 番地
【電話番号】	052(951)8211(代)
【事務連絡者氏名】	経営管理部経理第 3 グループ長 藤 田 竜 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 1 号 (日本プレスセンタービル内)
【電話番号】	03(3501)5101(代)
【事務連絡者氏名】	東京支社課長 溝 田 哲 平
【縦覧に供する場所】	中部電力株式会社 静岡支店 (静岡市葵区本通二丁目 4 番地の 1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する可能性が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

未定

(2) 当該事象の内容

当社は、現在、浜岡原子力発電所3号機・4号機について、原子力規制委員会による新規規制基準適合性審査を受けております。

昨年5月から原子力規制庁による当社の基準地震動の策定に関する調査への対応を行ってきたところ、このたび、浜岡原子力発電所の地震動評価における代表波選定が、審査会合での当社による説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあること（以下「本事案」）が確認されました。

本事案は、審査に重大な影響を及ぼすおそれがあるとともに、地域の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまからの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、同事業の根幹を揺るがしかねない事案であると極めて深刻に受け止めております。

当社は、本日（2026年1月5日）、本事案について透明性・公正性を確保して事実関係および原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、当社から独立した外部専門家のみで構成される委員会（以下「第三者委員会」）を設置することを取締役会で決議いたしました。今後、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。

また、監督官庁および原子力規制委員会のご指示、ご指導に基づき、適切に対応してまいります。

イ 審査会合での説明内容

当社は、2019年1月の審査会合において、基準地震動の策定にあたり、「統計的グリーン関数法」を用いた地震動の評価について、計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法を用いる旨を説明していました。

統計的グリーン関数法とは、小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算する方法の一つであり、小地震の地震動を多数の地震観測記録から統計的に把握されている地震の特性に基づいて作成し、地震動を計算するものです。

小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算するにあたっては、特定の計算条件で実際には生じえない地震動が計算されることがあるため、計算条件の異なる複数の地震動を計算し、その中から代表波として選定する方法が用いられています。

ロ 実際に実施されていた方法

2018年以前から、「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定していました。

また、2018年以降、意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成していました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本事案が、将来の連結業績に与える影響は現時点では未定です。なお、2026年3月期の連結損益に与える影響は、現時点では限定的であると見込んでおります。今後、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上